

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

(1) 特定世帯に係る世帯別平等割の減額措置の延長等

対象世帯	改正前		改正後	
	期間	軽減率	期間	軽減率
特定世帯となって6年から8年の世帯（特定継続世帯）	—	—	3年間	1 / 4

※平成25年度分保険料から適用

※特定世帯（二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯）に係る世帯別平等割の1 / 2を5年間減額する措置は変更なし

(2) 特定同一世帯に係る保険料減額期間の見直し

対象世帯	減額判定方法	改正前	改正後
後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険被保険者の資格を喪失した者が、継続して同一の世帯に属する世帯（特定同一世帯）	後期高齢者医療制度に移行した者も、国民健康保険加入者とみなして減額の判定を行う。	5年間	恒久的措置

※平成25年度分保険料から適用

(3) 保険料の基礎賦課額の算定に関する特例の延長

特例内容	改正前	改正後
保険財政共同安定化事業及び高額療養費共同事業に係る拠出金及び交付金の額を含めて算定する。	平成22年度～平成25年度	平成22年度～平成26年度

2. 地方税制改正に伴うもの

(1) 特例基準割合の見直し

区 分	改正前	改正後
特例基準割合	前年11月30日における日本銀行法に定められる商業手形の基準割引率(旧公定歩合)に年4%の割合を加算した割合	国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

(2) 延滞金の割合の特例の見直し

区 分	内 容	本 則	特 例	
			改正前	改正後
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	特例基準割合に年7.3%を加算
1ヶ月以内	納期限後1ヶ月以内の利率	7.3%	特例基準割合	特例基準割合に年1.0%を加算

・施行期日：平成26年1月1日

(参考) 延滞金の割合の試算

区 分	改正前	改正後
		平成24年11月30日現在の商業手形の基準割引率：0.3%
延滞金	14.6%	9.3%
1ヶ月以内	4.3%	3.0%

※平成25年2月国の制度説明会資料による。

